

社会福祉法人基礎データ集

社会福祉法人数の推移

(各年度末現在 単位:法人)

	平成2年度	平成 12年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成24年度の 対平成2年度増減	
						増減数	増減率(%)
総数	13,356	17,002	18,658	19,246	19,407	6,051	45
社会福祉協議会	3,074	3,403	1,846	1,901	1,901	△1,173	△38
共同募金会	47	47	46	47	47	0	0
社会福祉事業団	105	152	132	133	131	26	25
施設経営法人	10,071	13,303	16,342	16,842	16,981	6,910	69
その他	59	97	291	323	347	288	488

※厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分は除く。

出典:「社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

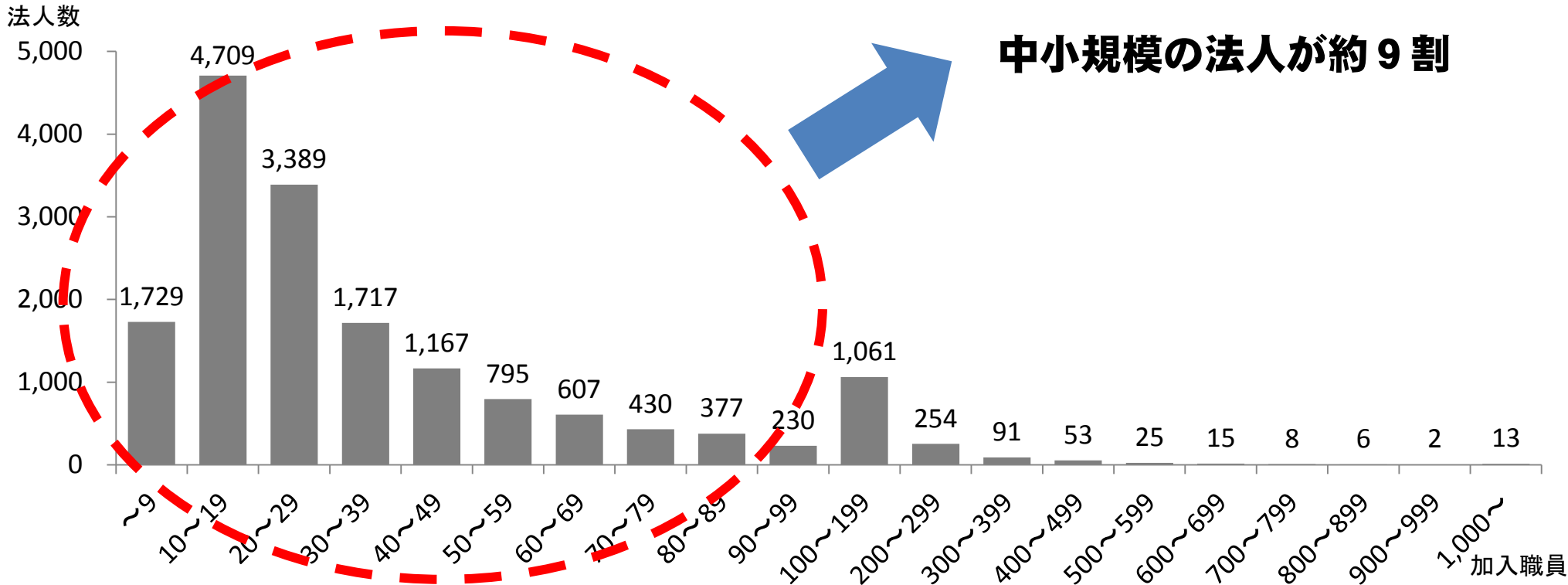
社会福祉法人の規模観

■ 福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)によると、全国19,810法人のうち、社会福祉施設を
経営する法人は17,346法人(H25.4.1時点)。

■ 退職手当共済制度に加入している社会福祉法人は、16,678法人であり、加入職員100人未満の
法人が約9割(15,150法人)を占めている。

※特別養護老人ホーム等については、加入が任意であるため、必ずしも「加入職員＝従業員」ではない。

※中小企業基本法では、サービス業(福祉等)における中小企業を従業員100人以下又は資本金5,000万円
と定義している。



※福祉医療機構のデータを基に事務局にて作成。

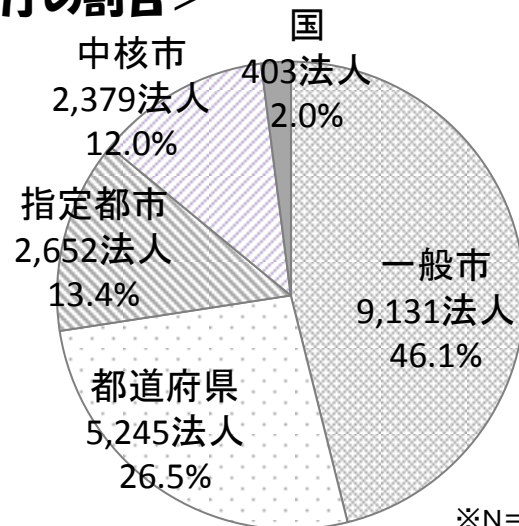
社会福祉法人の所轄庁

■ 従来、社会福祉法人の所轄庁は、その行う事業が

- ・都道府県の区域内である場合は、都道府県
- ・指定都市の区域内である場合は、指定都市
- ・中核市の区域内である場合は、中核市
- ・2以上の都道府県の区域にわたる場合は、国（地方厚生局を含む。）

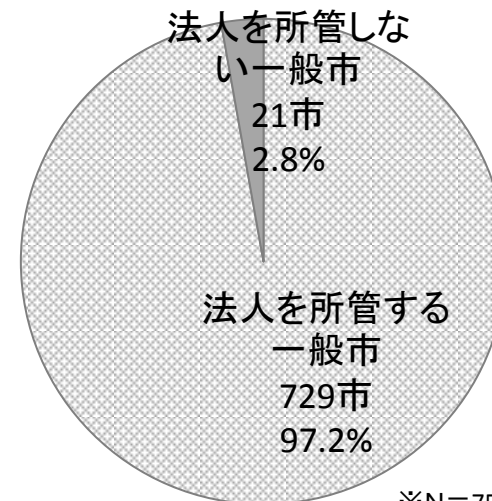
■ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次地方分権一括法)の施行に伴い、平成25年4月1日より、主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市を越えないもの限り、認可・指導監査等の権限が都道府県から一般市へ移譲され、所轄庁の数は108から838へと大幅に増加。

<所轄庁の割合>



※N=19,810法人(H25.4.1時点)
※厚生労働省福祉基盤課調べ

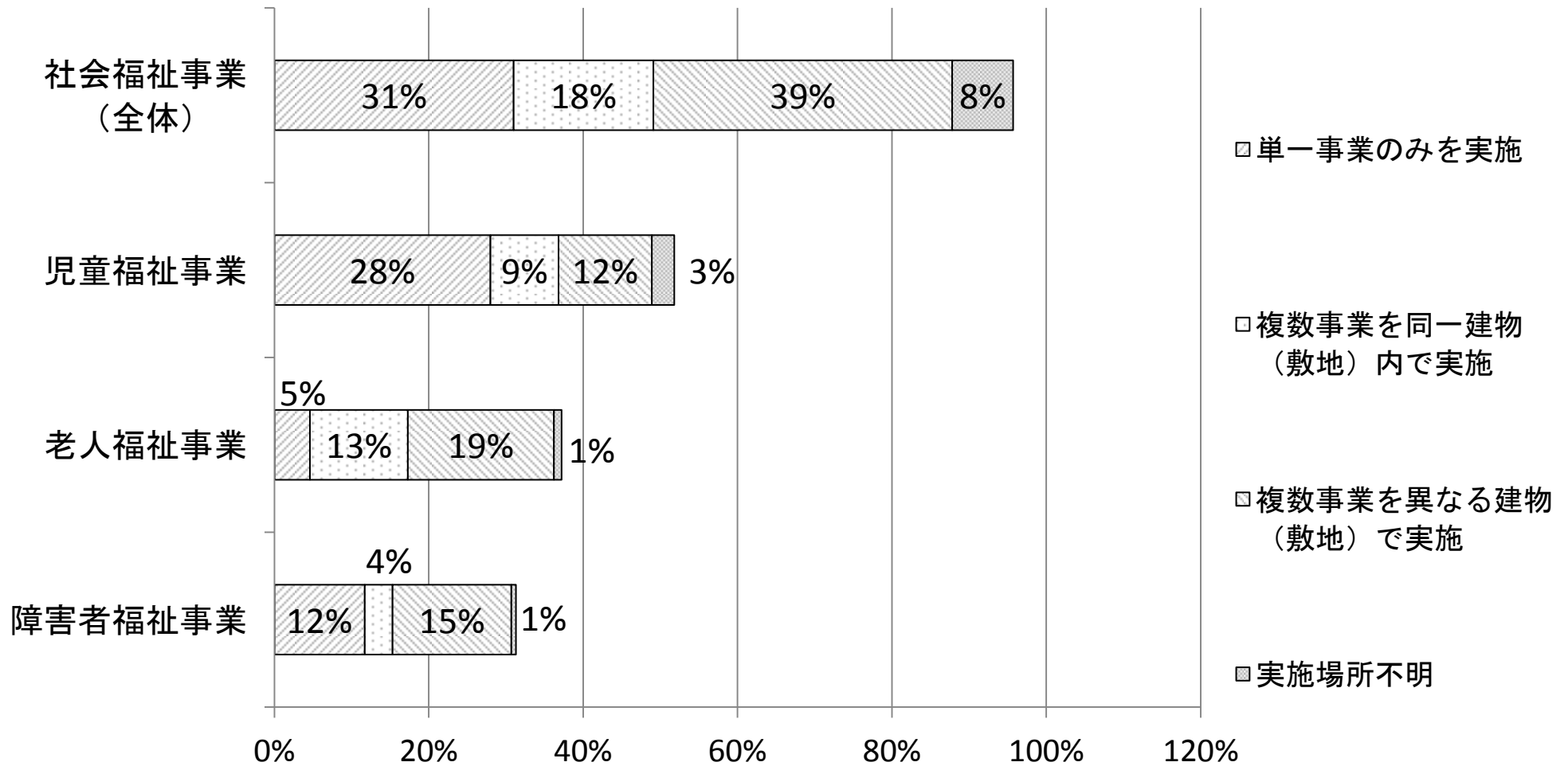
<法人を所管する一般市の割合>



※N=750市(H25.4.1時点)
※厚生労働省福祉基盤課調べ

社会福祉事業の実施状況

(n=6,911法人)



出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,911法人が回答。

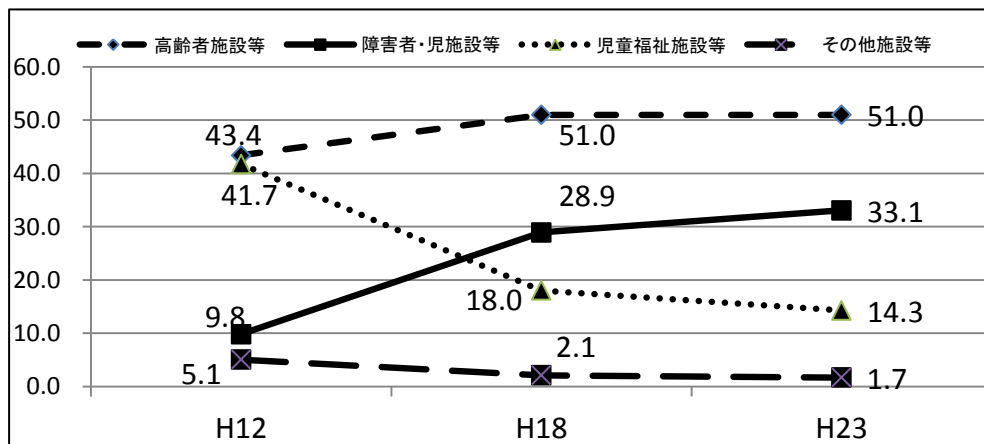
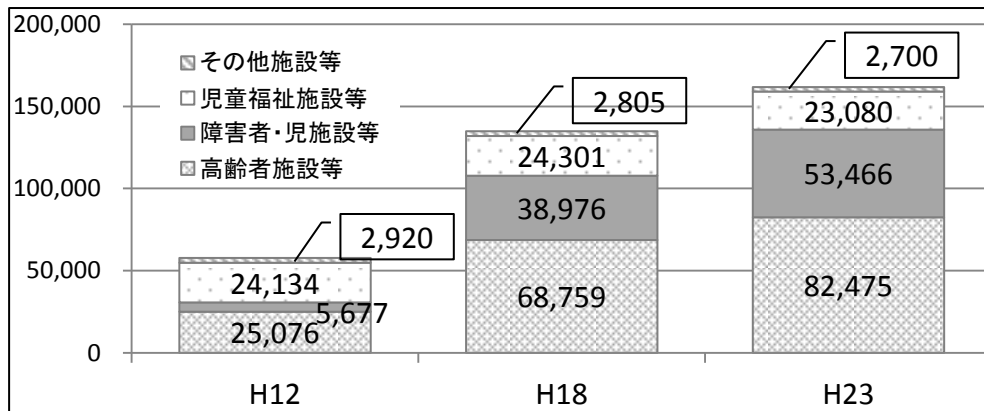
社会福祉施設の経営主体の状況①

【施設属性別(入所・通所系事業所合計)】

- ◆高齢者及び障害者・児施設等の数が大幅に増加
- ◆児童福祉施設等のシェアが大幅に減少

(単位:施設、%)

	高齢者施設等	障害者・児施設等	児童福祉施設等	その他施設等	合計
H12	25,076 (43.4)	5,677 (9.8)	24,134 (41.7)	2,920 (5.1)	57,807 (100.0)
H18	68,759 (51.0)	38,976 (28.9)	24,301 (18.0)	2,805 (2.1)	134,841 (100.0)
H23	82,475 (51.0)	53,466 (33.1)	23,080 (14.3)	2,700 (1.7)	161,721 (100.0)

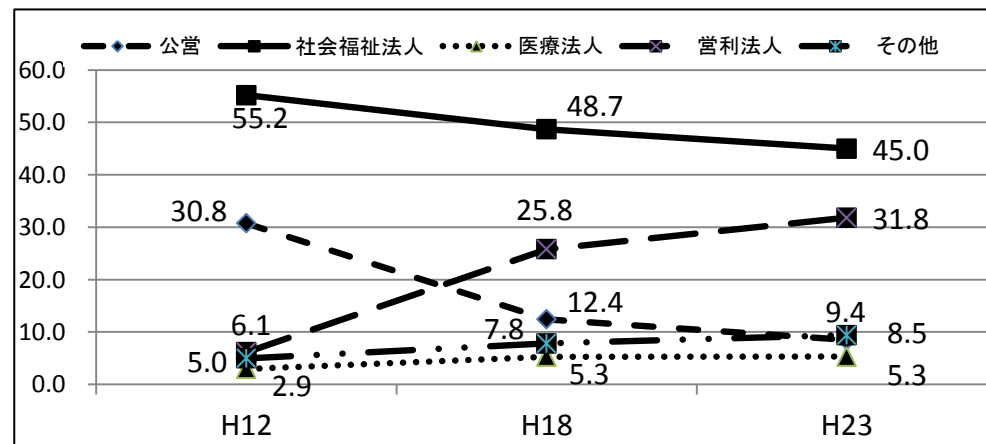
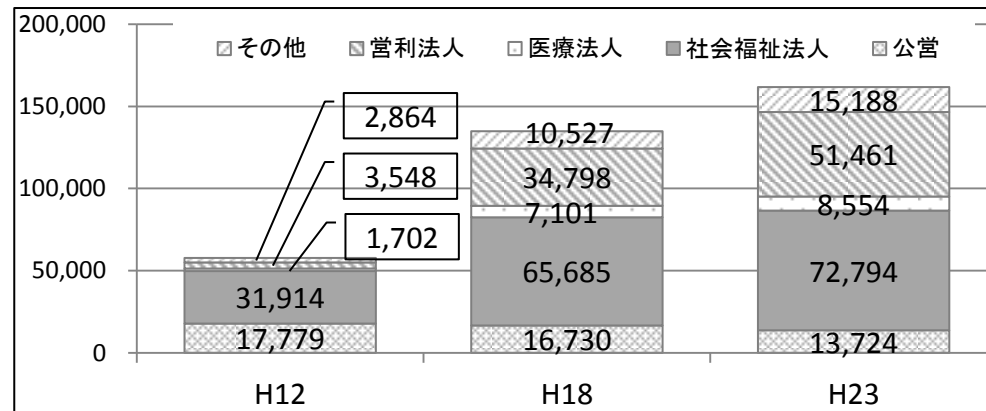


【経営主体別(入所・通所系事業所合計)】

- ◆社会福祉法人経営の数は増加しているものの、シェアは微減
- ◆営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	17,779 (30.8)	31,914 (55.2)	1,702 (2.9)	3,548 (6.1)	2,864 (5.0)	57,807 (100.0)
H18	16,730 (12.4)	65,685 (48.7)	7,101 (5.3)	34,798 (25.8)	10,527 (7.8)	134,841 (100.0)
H23	13,724 (8.5)	72,794 (45.0)	8,554 (5.3)	51,461 (31.8)	15,188 (9.4)	161,721 (100.0)



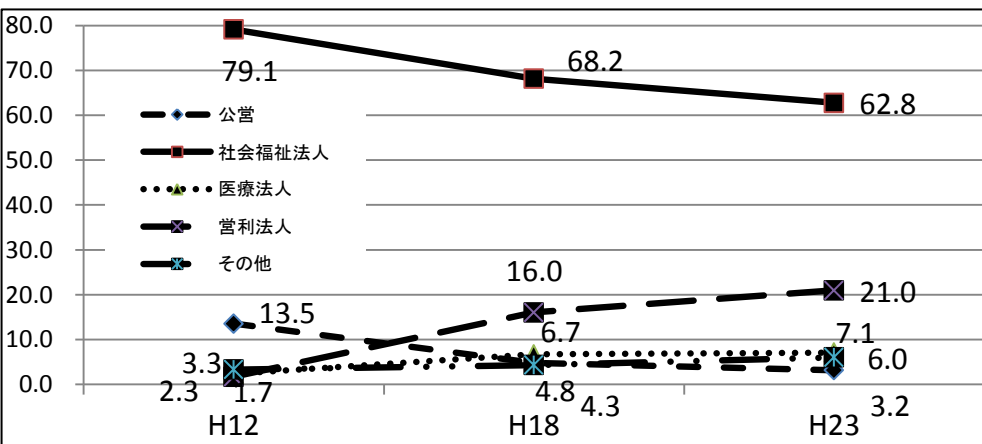
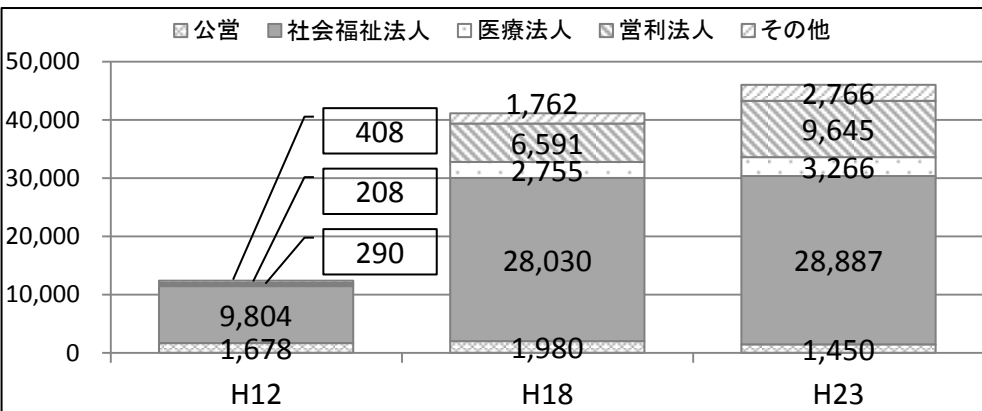
社会福祉施設の経営主体の状況②

【入所系事業所合計】

- ◆社会福祉法人経営の数は増加しているものの、シェアは微減
- ◆営利法人経営の数及びシェアが増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	1,678 (13.5)	9,804 (79.1)	290 (2.3)	208 (1.7)	408 (3.3)	12,388 (100.0)
H18	1,980 (4.8)	28,030 (68.2)	2,755 (6.7)	6,591 (16.0)	1,762 (4.3)	41,118 (100.0)
H23	1,450 (3.2)	28,887 (62.8)	3,266 (7.1)	9,645 (21.0)	2,766 (6.0)	46,014 (100.0)

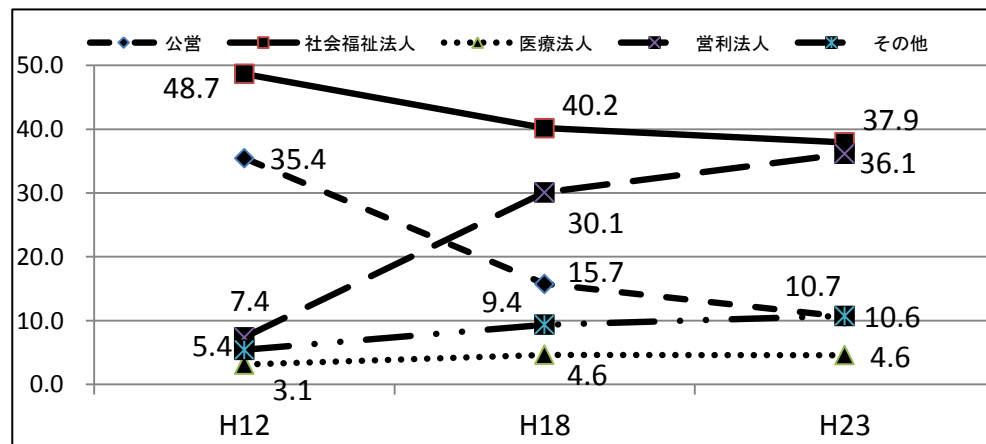
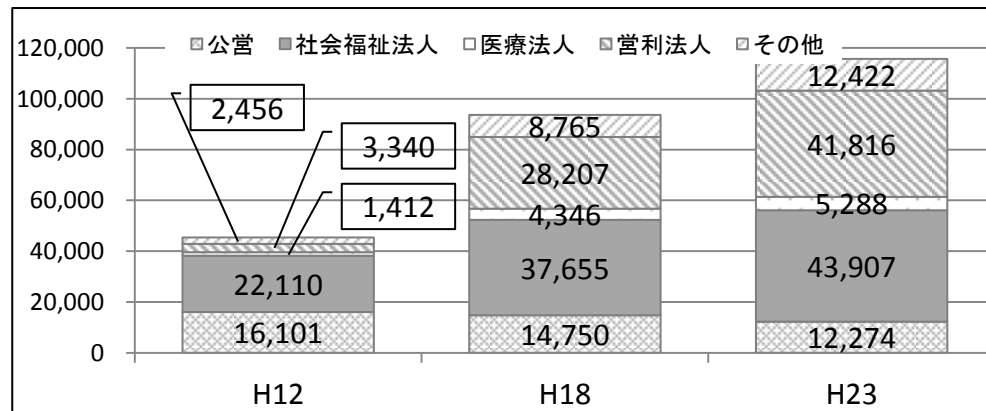


【通所系事業所合計】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加
- ◆営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	16,101 (35.4)	22,110 (48.7)	1,412 (3.1)	3,340 (7.4)	2,456 (5.4)	45,419 (100.0)
H18	14,750 (15.7)	37,655 (40.2)	4,346 (4.6)	28,207 (30.1)	8,765 (9.4)	93,723 (100.0)
H23	12,274 (10.6)	43,907 (37.9)	5,288 (4.6)	41,816 (36.1)	12,422 (10.7)	115,707 (100.0)



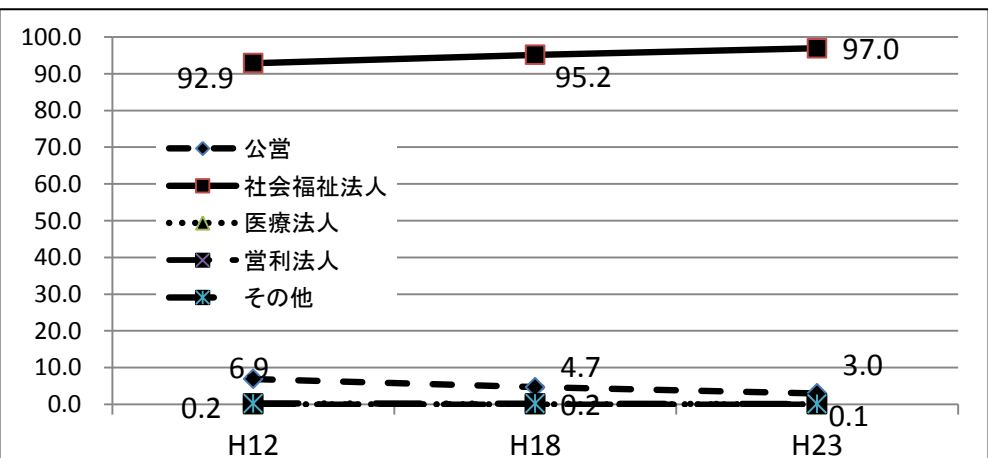
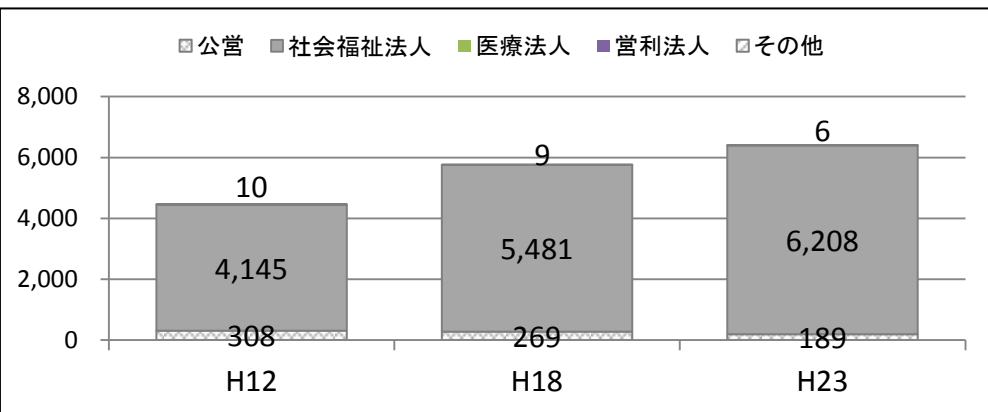
社会福祉施設の経営主体の状況③（入所系事業所①）

【特別養護老人ホーム】

◆社会福祉法人経営の数が9割以上を占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	308 (6.9)	4,145 (92.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (0.2)	4,463 (100.0)
H18	269 (4.7)	5,481 (95.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (0.2)	5,759 (100.0)
H23	189 (3.0)	6,208 (97.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.1)	6,403 (100.0)

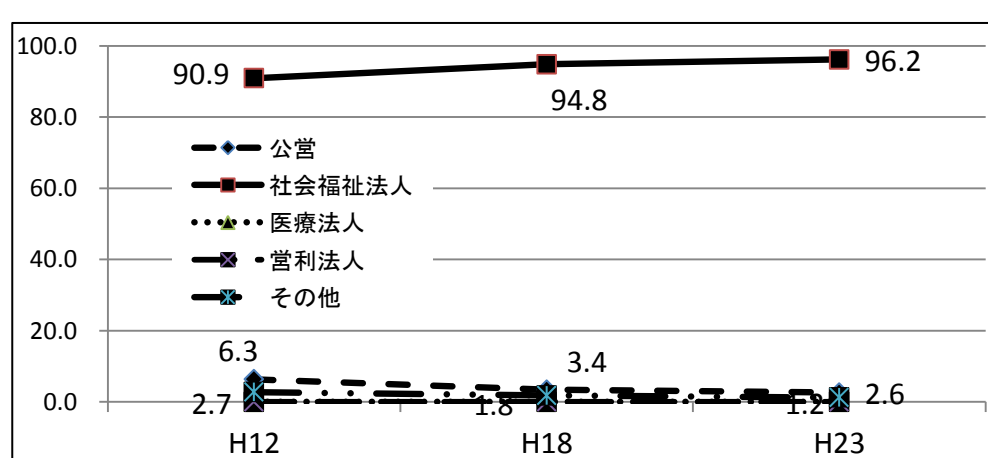
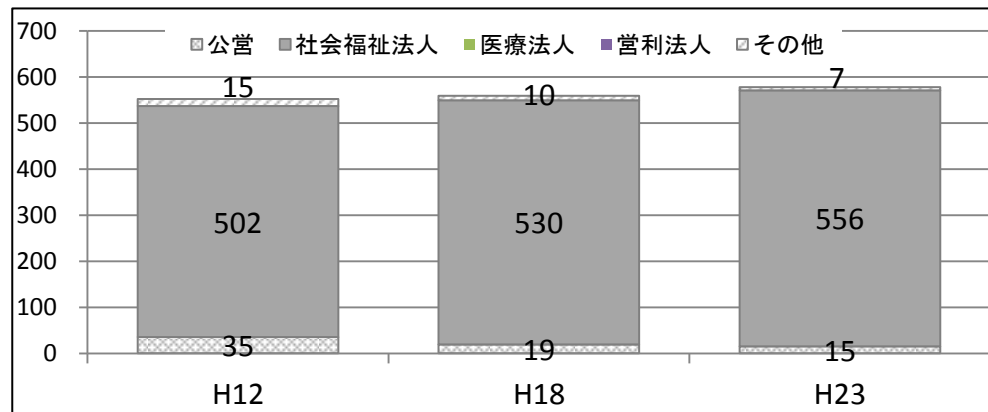


【児童養護施設】

◆社会福祉法人経営の数が9割以上を占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	35 (6.3)	502 (90.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (2.7)	552 (100.0)
H18	19 (3.4)	530 (94.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (1.8)	559 (100.0)
H23	15 (2.6)	556 (96.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.2)	578 (100.0)



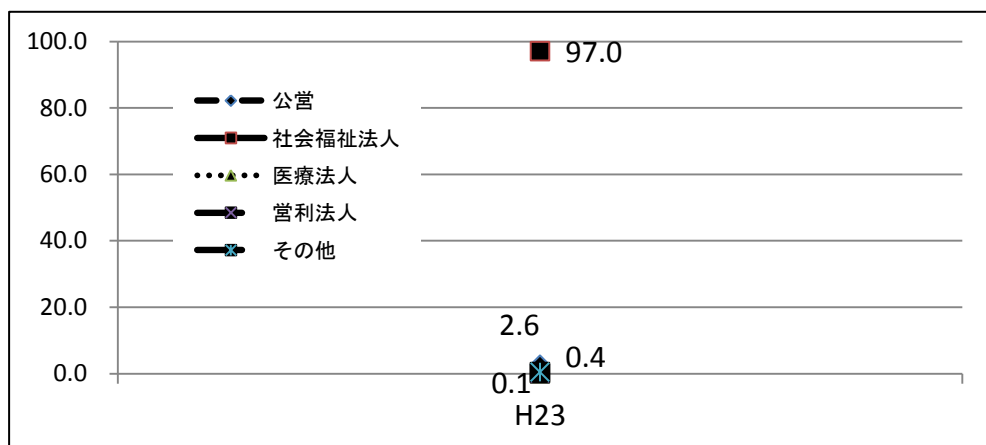
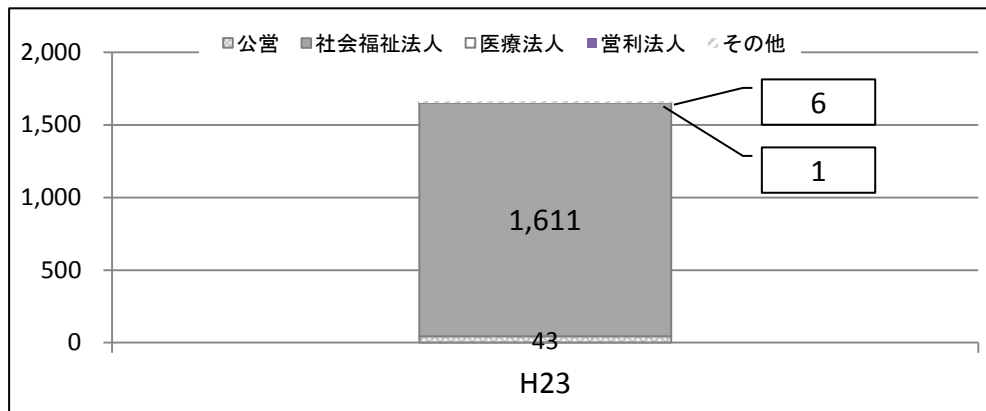
社会福祉施設の経営主体の状況④（入所系事業所②）

【障害者支援施設】

◆社会福祉法人経営の数がほぼ全てを占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	—	—	—	—	—	—
H18	—	—	—	—	—	—
H23	43(2.6)	1,611(97.0)	1(0.1)	0(0.0)	6(0.4)	1,661(100.0)

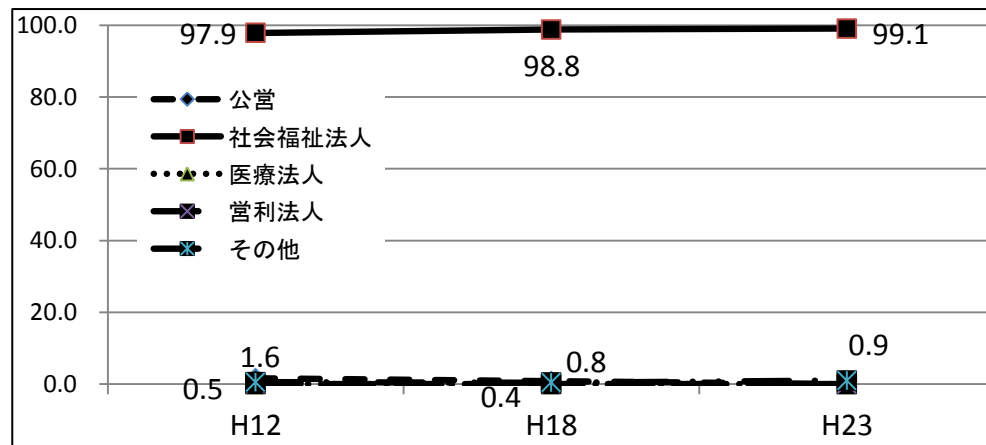
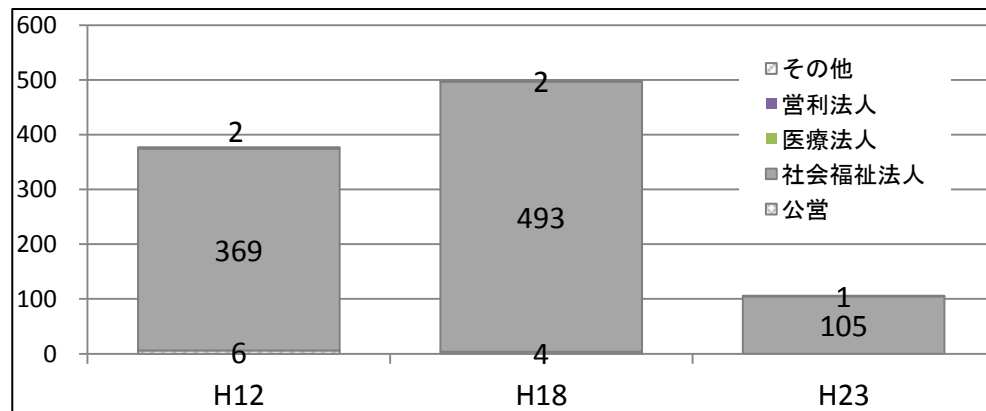


【参考】身体障害者療護施設

◆制度改正の結果、平成24年4月以降は存在しない

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	6(1.6)	369(97.9)	0(0.0)	0(0.0)	2(0.5)	377(100.0)
H18	4(0.8)	493(98.8)	0(0.0)	0(0.0)	2(0.4)	499(100.0)
H23	0(0.0)	105(99.1)	0(0.0)	0(0.0)	1(0.9)	106(100.0)



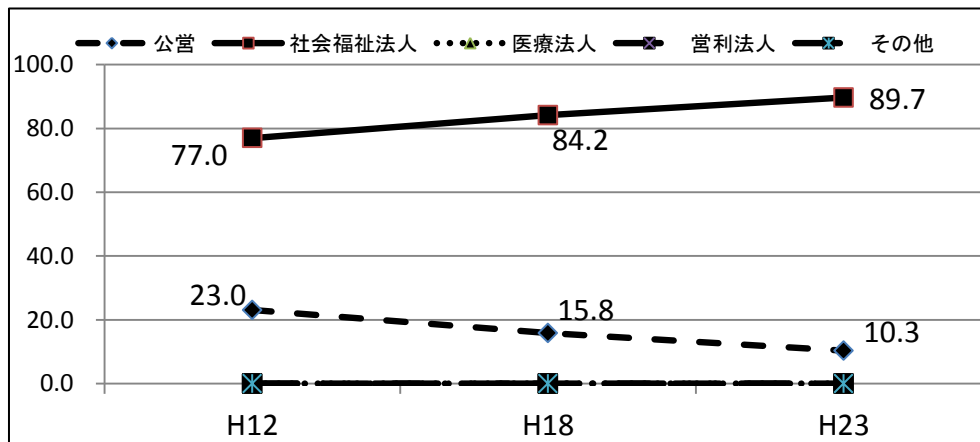
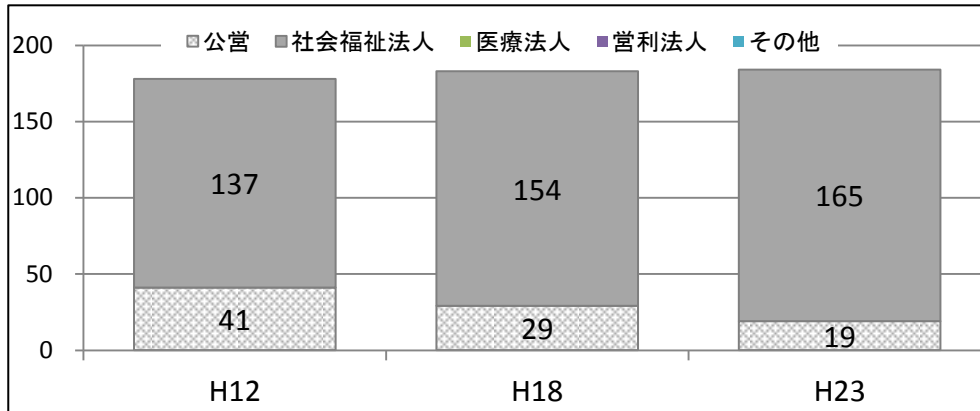
社会福祉施設の経営主体の状況⑤（入所系事業所③）

【救護施設】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加し、シェアも8割以上を占める
- ◆公営の数は微減

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	41 (23.0)	137 (77.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	178 (100.0)
H18	29 (15.8)	154 (84.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	183 (100.0)
H23	19 (10.3)	165 (89.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	184 (100.0)



出典: 厚生労働省社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

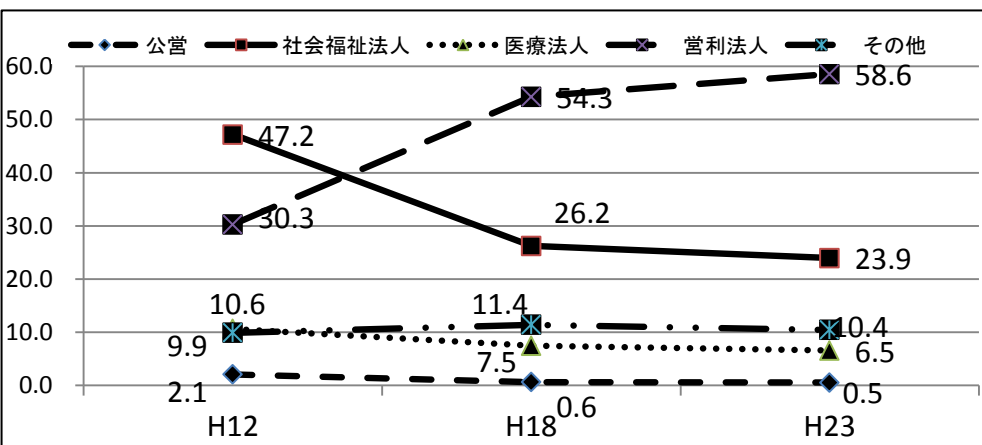
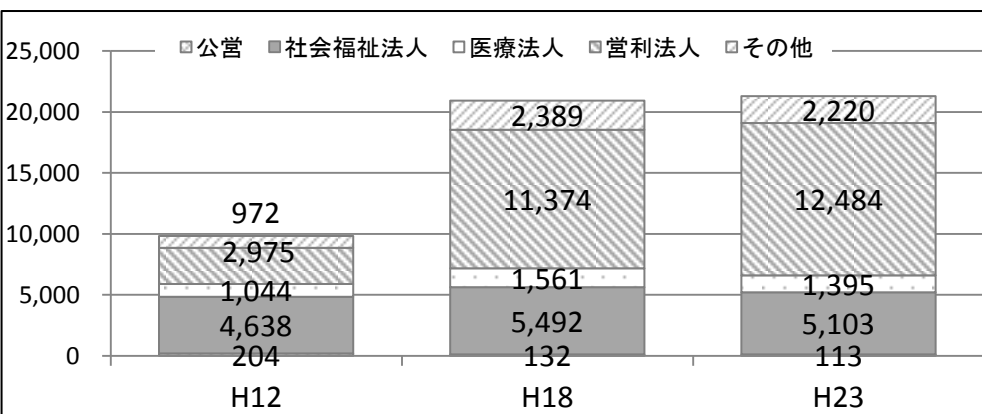
社会福祉施設の経営主体の状況⑥ (通所系事業所①)

【訪問介護事業(高齢者)】

- ◆社会福祉法人経営はほぼ横ばい
- ◆営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	204(2.1)	4,638(47.2)	1,044(10.6)	2,975(30.3)	972(9.9)	9,833(100.0)
H18	132(0.6)	5,492(26.2)	1,561(7.5)	11,374(54.3)	2,389(11.4)	20,948(100.0)
H23	113(0.5)	5,103(23.9)	1,395(6.5)	12,484(58.6)	2,220(10.4)	21,315(100.0)

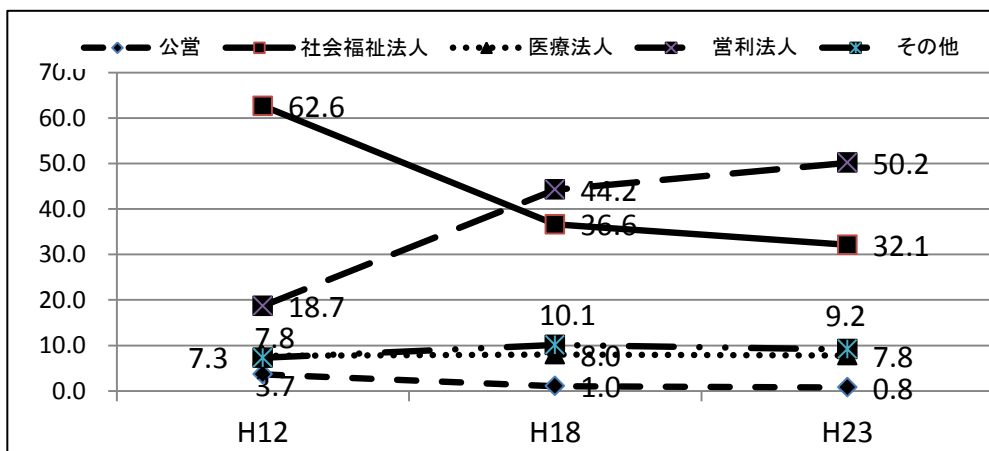
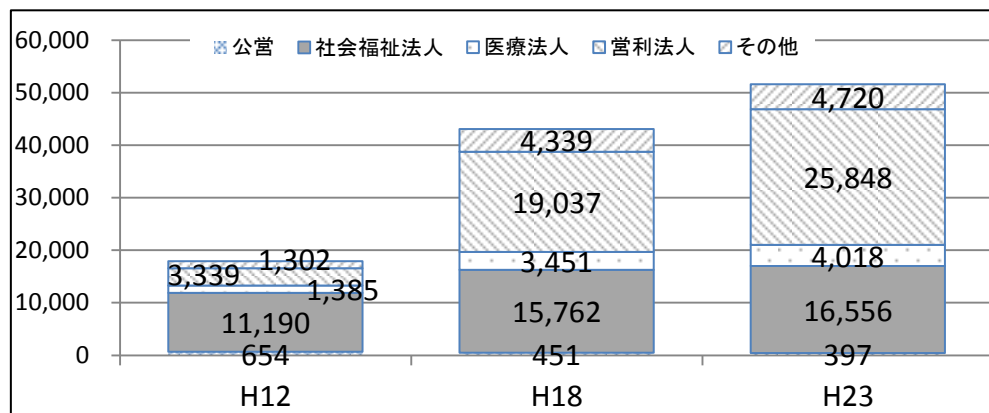


【高齢者施設(通所系事業所)】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加
- ◆営利法人経営の数及びシェアが大幅に増加

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	654(3.7)	11,190(62.6)	1,385(7.8)	3,339(18.7)	1,302(7.3)	17,870(100.0)
H18	451(1.0)	15,762(36.6)	3,451(8.0)	19,037(44.2)	4,339(10.1)	43,040(100.0)
H23	397(0.8)	16,556(32.1)	4,018(7.8)	25,848(50.2)	4,720(9.2)	51,539(100.0)



出典:厚生労働省社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

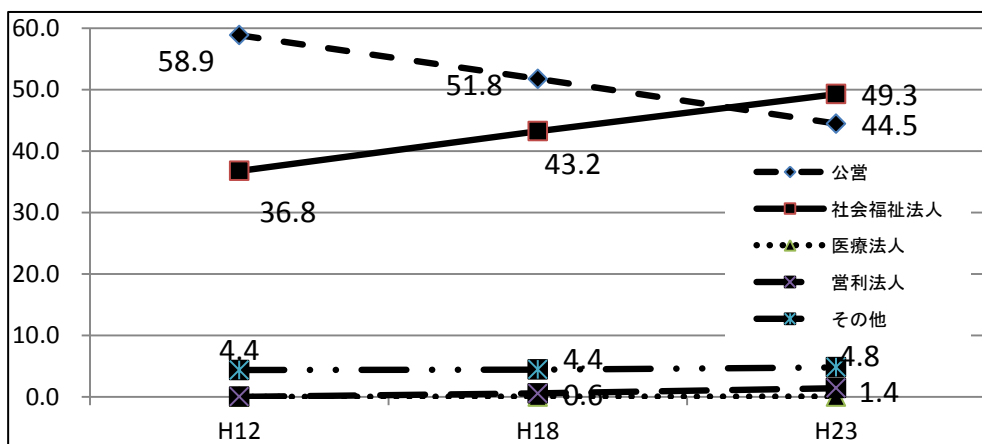
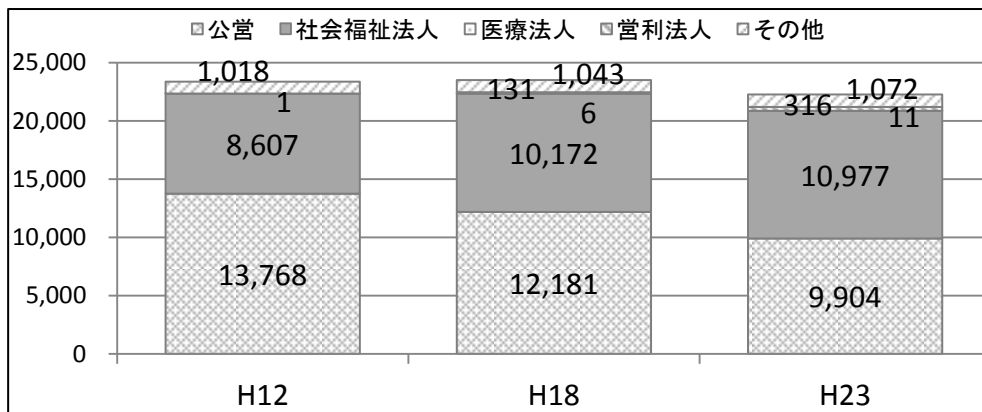
社会福祉施設の経営主体の状況⑦（通所系事業所②）

【保育所】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加し、シェアも増加
- ◆公営の数は減少し、シェアも減少

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	13,768 (58.9)	8,607 (36.8)	0 (0.0)	1 (0.0)	1,018 (4.4)	23,394 (100.0)
H18	12,181 (51.8)	10,172 (43.2)	6 (0.0)	131 (0.6)	1,043 (4.4)	23,533 (100.0)
H23	9,904 (44.5)	10,977 (49.3)	11 (0.0)	316 (1.4)	1,072 (4.8)	22,280 (100.0)

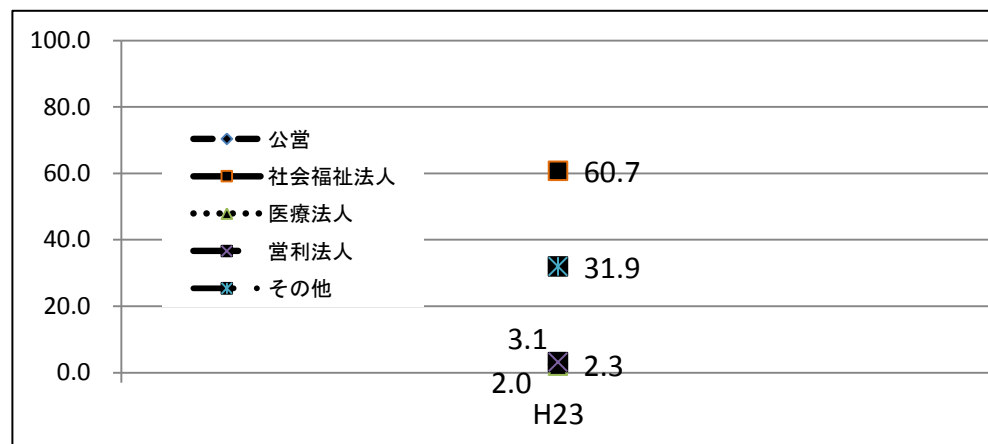
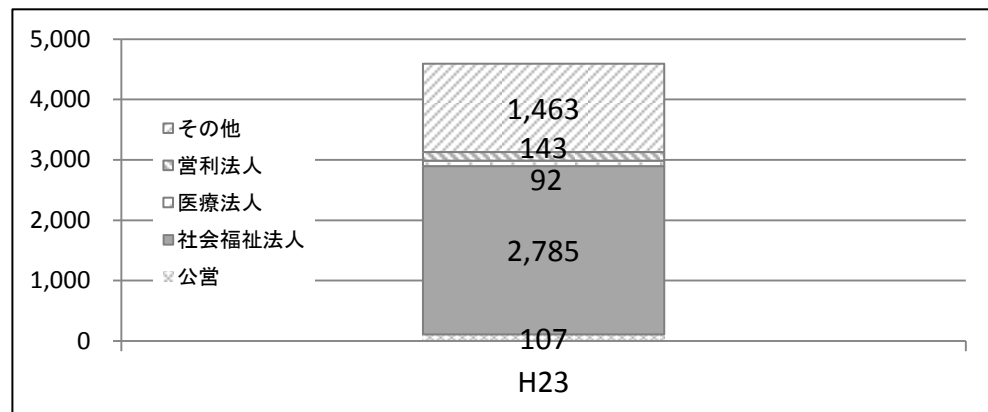


【就労継続支援B型事業】

- ◆社会福祉法人経営の数が6割程度を占める

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	—	—	—	—	—	—
H18	—	—	—	—	—	—
H23	107 (2.3)	2,785 (60.7)	92 (2.0)	143 (3.1)	1,463 (31.9)	4,590 (100.0)



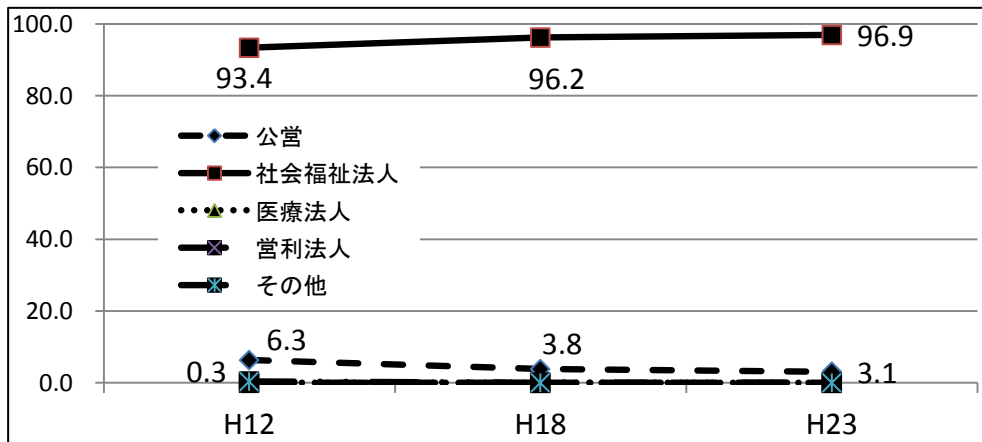
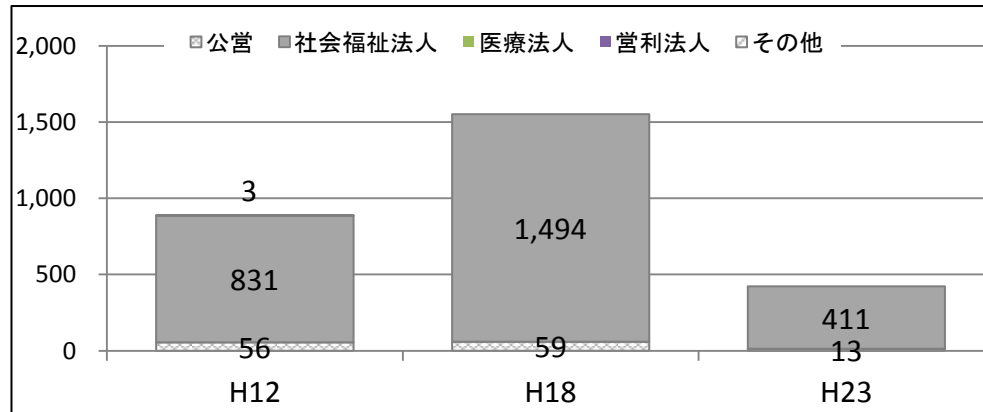
社会福祉施設の経営主体の状況⑧ (通所系事業所③)

(参考) [知的障害者通所授産施設]

◆制度改正の結果、平成24年4月以降は存在しない

(単位:施設、%)

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	56 (6.3)	831 (93.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.3)	890 (100.0)
H18	59 (3.8)	1,494 (96.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,553 (100.0)
H23	13 (3.1)	411 (96.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	424 (100.0)



公益事業の実施内容

(n=6,911法人)

実施している公益事業	実施していると回答した法人の割合
相談、情報提供・助言、行政やサービス事業者等との連絡調整を行う事業	12.8%
入浴等(入浴、排泄、食事、移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等)を支援する事業	8.1%
入浴等の支援が必要な者等に対し、住居を提供・確保する事業	1.8%
日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業	3.7%
入所施設からの退院・退所を支援する事業	1.7%
子育て支援に関する事業	9.2%
福祉用具等及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業	2.0%
ボランティアの育成に関する事業	1.6%
社会福祉の増進に資する人材の育成等に関する事業	3.3%
社会福祉に関する調査研究等	0.8%
事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業	0.6%
介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業等	23.3%
有料老人ホームを経営する事業(※介護保険適用の高優賃・高専賃・サ高住を含む)	2.6%
社協等で社協活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的に宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業	0.0%
公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業	0.3%
その他	6.8%

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,911法人が回答。

理事会の定数と現員数の平均

(n=6,617法人) (単位:人)

		平均
定数		7.29
現員数		7.24
現員数の内訳	理事と親族関係にある者(配偶者・三親等内姻族・六親等内血族)	1.09
	社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者	0.93
	社会福祉事業についての学識経験者	2.37
	地域の福祉関係者	2.64
	施設長等の施設職員	1.43
	社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者	0.55

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,617法人が回答。

理事と職員の兼務状況、役員報酬・職員給与の支給状況

(n=6,620法人) (単位:人)

	役員報酬・職員給与ともに支給あり (平均)	役員報酬のみ 支給あり (平均)	職員給与のみ 支給あり (平均)	役員報酬・職員給与ともに 支給なし (平均)	合計
理事専任	—	1.00	—	2.25	3.25
理事と法人本部(事務局)職員 を兼任	0.02	0.03	0.14	0.03	0.22
理事と施設職員を兼任	0.09	0.02	0.94	0.07	1.11
理事と法人本部(事務局)職員 および施設職員を兼任	0.03	0.01	0.22	0.03	0.28
合計	0.14	1.06	1.30	2.37	4.86

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,620法人が回答。

監事の現員数及び財務諸表を監事しうる者の職種

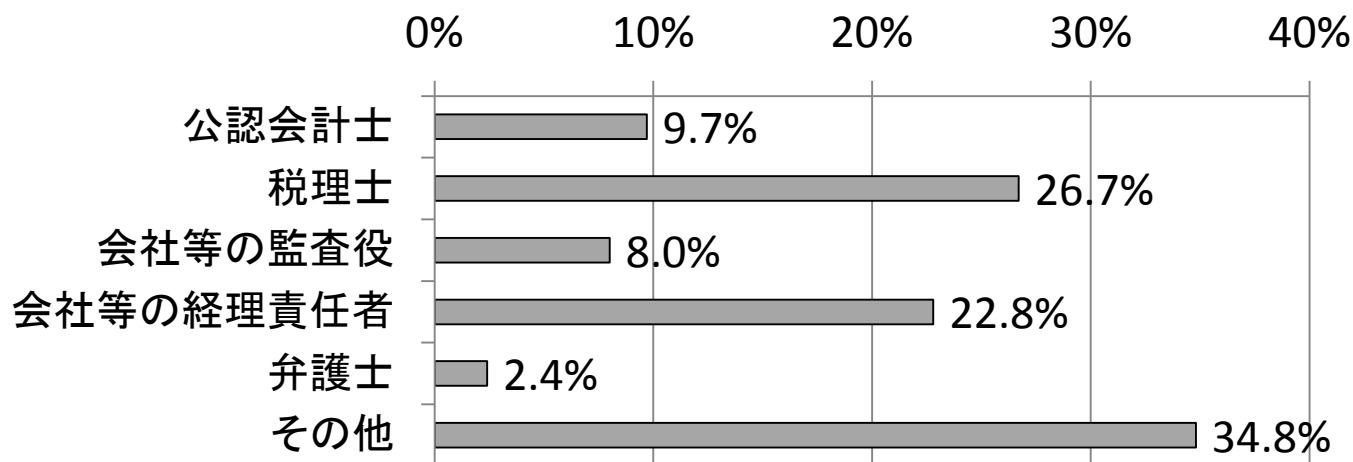
(1) 監事の定数と現員数の平均

(n=6,661法人) (単位:人)

		平均
定数		2.03
現員数		2.03
現員数の内訳	財務諸表を監査しうる者	1.27
	社会福祉事業についての学識経験者	1.03
	地域の福祉関係者	1.00

(2) 監事のうち、財務諸表を監事しうる者の職種

(n=6,911法人)

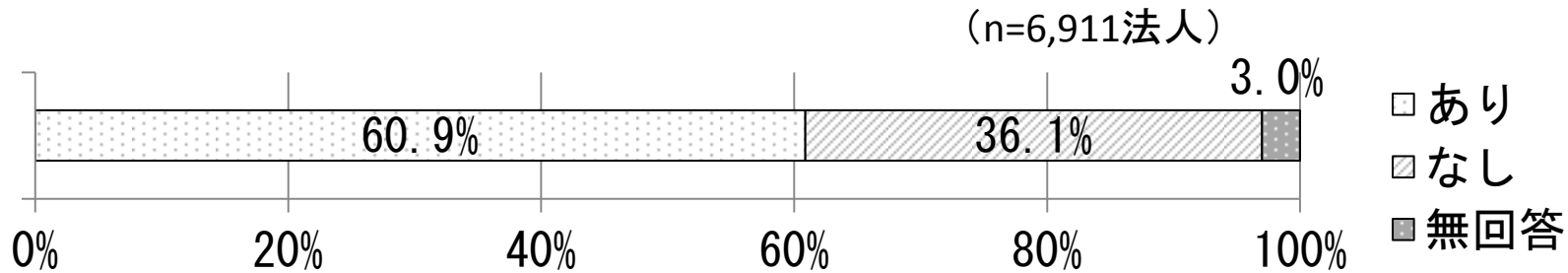


出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

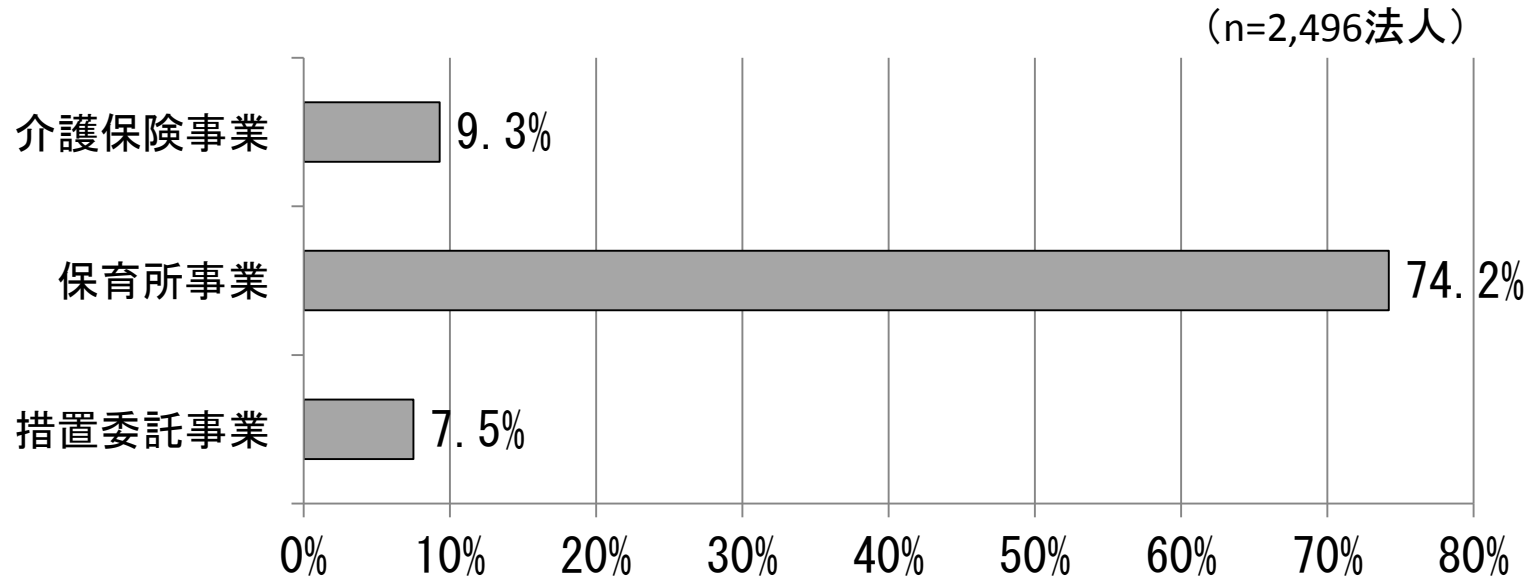
※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、(1)については6,661法人、(2)については6,911法人が回答。

評議員会の設置有無及びその理由

(1) 評議員会の設置の有無



(2) 評議員会を設置していない法人の事業属性



出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,911法人が回答。

社会福祉法人の合併認可の状況

(各年度末現在 単位:件数)

年度	合併認可件数					
		社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	その他
H14	18	14	0	0	4	0
H15	39	34	1	0	4	0
H16	162	161	0	0	1	0
H17	355	347	0	0	8	0
H18	60	49	0	0	10	1
H19	29	12	0	0	17	0
H20	23	10	0	1	12	0
H21	48	39	0	1	7	1
H22	38	17	0	2	19	0
H23	11	5	0	0	6	0
H24	17	0	0	1	16	0
計	800	688	1	5	104	2

出典:福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)

※ 地方自治体所管法人による件数(平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値)

社会福祉法人の解散認可の状況

(各年度末現在 単位:件数)

年度	合併認可件数					
		社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	その他
H14	17	5	0	0	12	0
H15	44	35	0	0	9	0
H16	12	1	0	0	10	1
H17	82	72	0	1	8	1
H18	31	25	0	1	5	0
H19	9	0	0	1	6	2
H20	20	5	0	1	12	2
H21	8	0	0	2	6	0
H22	7	3	0	0	4	0
H23	6	0	0	1	5	0
H24	15	0	0	1	13	1
計	251	146	0	8	90	7

出典:福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)

※1 地方自治体所管法人による件数(平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値)

※2 社会福祉法第46条第2項に基づく解散認可(認定)件数

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

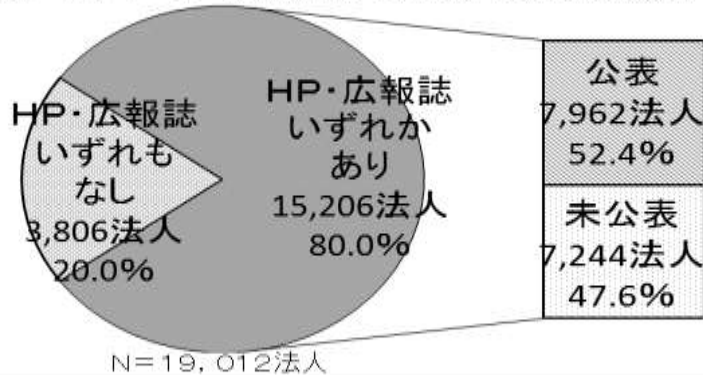
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)
厚生労働省提出

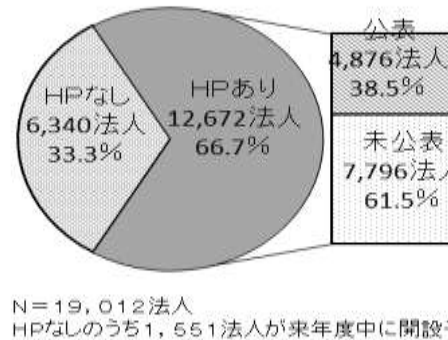
- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請(平成25年5月末)。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施(平成25年7月末時点)。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計(有効回答率96.0%)。また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計(回答率99.8%) ※福島県の一部市を除く

1. 社会福祉法人での公表状況

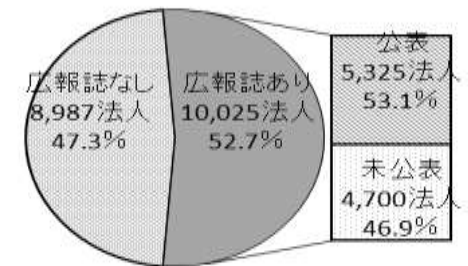
<ホームページ・広報誌いずれかの公表状況>



<参考：ホームページでの公表状況>



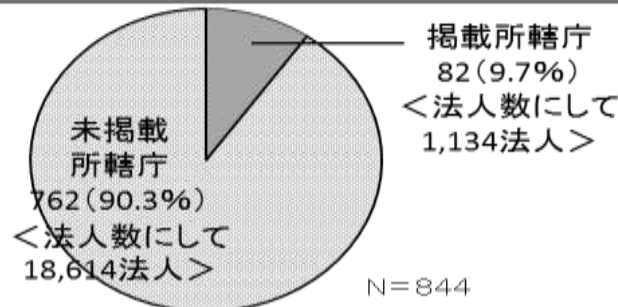
<参考：広報誌での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書(平成22年3月、三菱総合研究所)によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし(H25.5月時点)

■未掲載所轄庁の主な掲載理由
・HPのシステム構築に時間を要するため
・法人の了承が得られないため 等

ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。**798法人は未回答。**
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。**公表していない法人は7,796法人。**
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

<HPがある法人数及び割合>

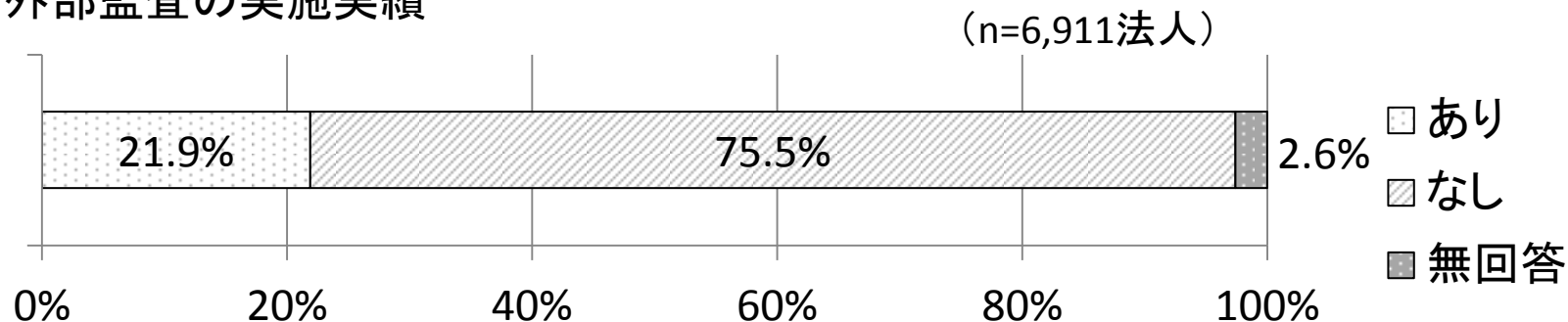
	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

<HPで公表している法人数及び割合>

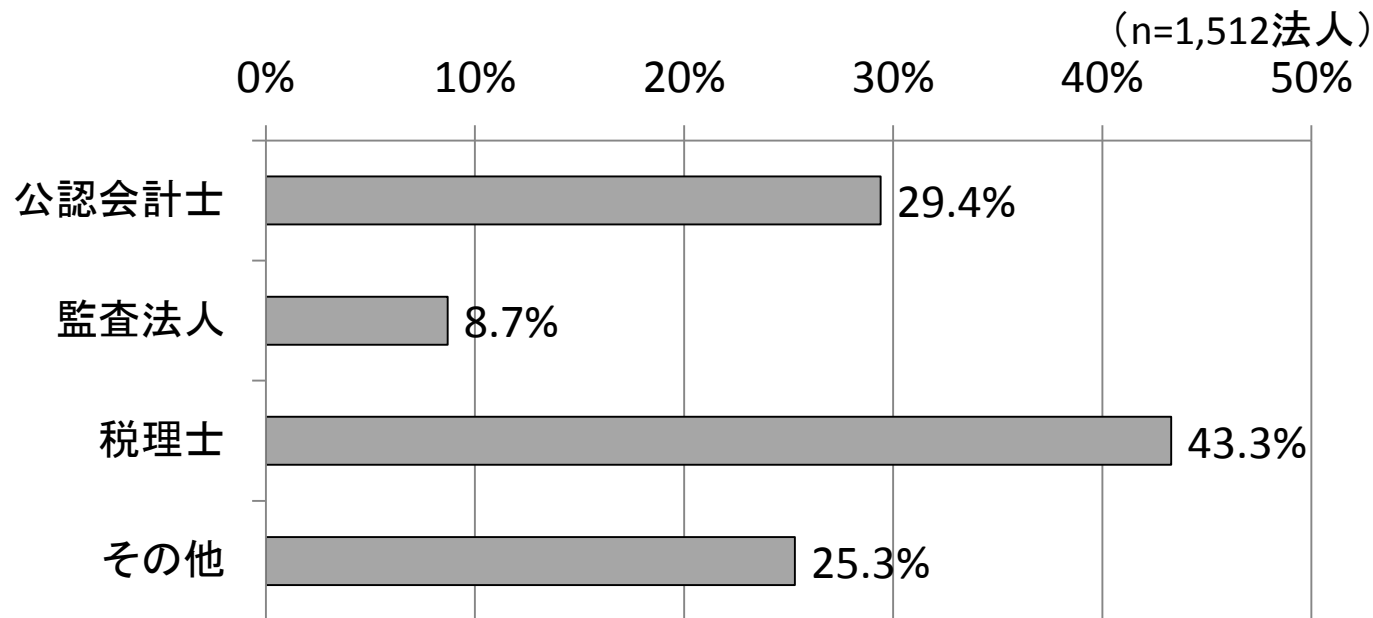
	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

外部監査の実施実績及び実施者（平成24年度）

(1) 外部監査の実施実績



(2) 外部監査実施実績「あり」の場合、外部監査の実施者



出典：「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書（株式会社三菱総合研究所、平成26年3月）

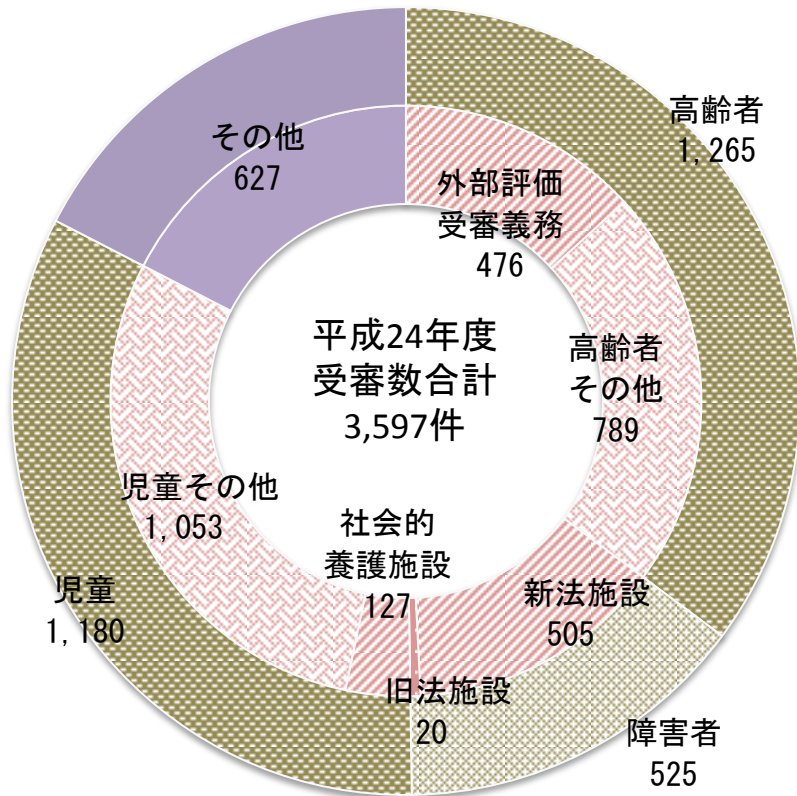
※調査対象である社会福祉法人全数（19,793法人、平成25年12月時点）のうち、6,911法人が回答。

※ここでいう「外部監査」は、社会福祉法人の財産状況等に係る公認会計士、税理士等による外部監査を指す（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号通知））。

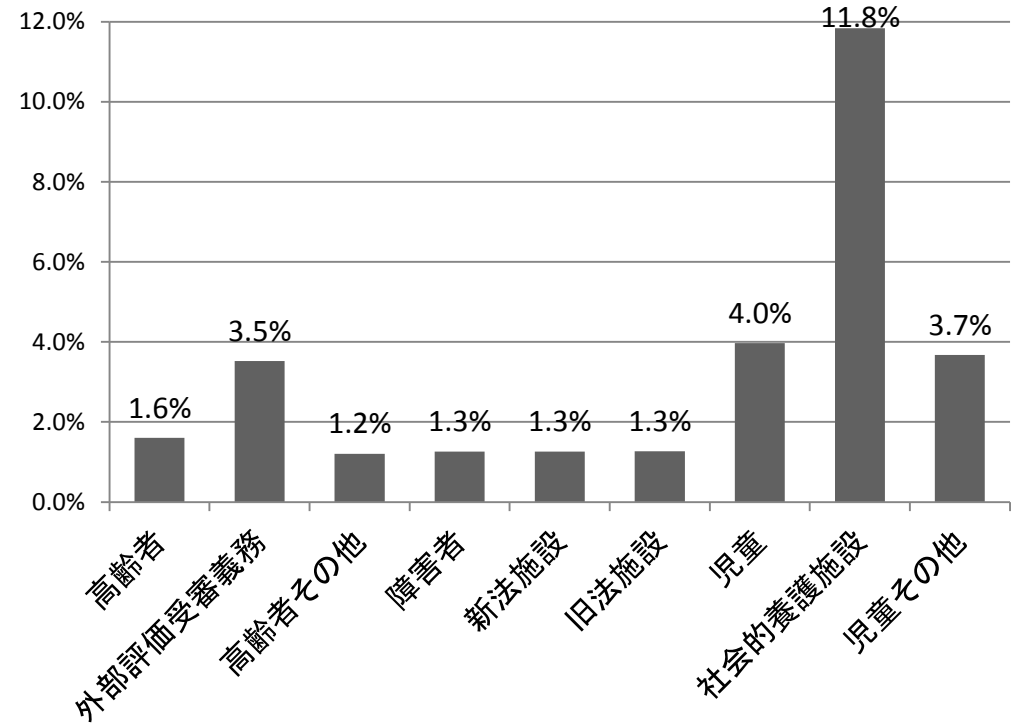
サービス別第三者評価受審状況（平成24年度実績）

- ① 第三者評価受審件数は、平成24年度で3,597件。
- ② 受審率については、全体として低迷しているものの、社会的養護施設（平成24年度から3年の間に受審義務化）が約12%と他事業と比較して高くなっている。

サービス属性別受審数



サービス属性別受審率



※ 全国推進組織調べ（平成25年12月時点）

※ 外部評価の受審義務のある施設については、外部評価とは別に福祉サービス第三者評価を受審した件数。

※ 全国推進組織調べ（平成25年12月時点）

※ 全国施設数は「平成23年度社会福祉施設等調査報告」「平成23年度介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数とした。

※ 外部評価の受審義務のある施設については、外部評価とは別に福祉サービス第三者評価を受審した件数。

第三者評価機関の都道府県別認証件数

番号	都道府県	評価 機関数	法人別内訳				
			社協	社福	NPO	株式 会社	その他
1	北海道	11	1	0	3	3	4
2	青森県	7	3	3	0	0	1
3	岩手県	3	1	0	2	0	0
4	宮城県	3	1	0	1	1	0
5	秋田県	3	1	0	2	0	0
6	山形県	6	1	0	1	0	4
7	福島県	3	1	0	1	0	1
8	茨城県	9	1	1	2	2	3
9	栃木県	8	0	0	4	3	1
10	群馬県	8	0	0	4	4	0
11	埼玉県	23	0	0	8	9	6
12	千葉県	20	1	0	10	7	2
13	東京都	131	0	0	46	54	31
14	神奈川県	20	1	0	5	7	7
15	新潟県	8	0	0	4	1	3
16	富山県	3	1	0	0	1	1
17	石川県	8	2	0	1	3	2
18	福井県	1	1	0	0	0	0
19	山梨県	5	0	0	1	2	2
20	長野県	6	0	0	2	1	3
21	岐阜県	6	1	0	5	0	0
22	静岡県	9	1	0	1	5	2
23	愛知県	11	1	0	3	6	1
24	三重県	5	1	0	2	2	0
25	滋賀県	4	0	0	3	1	0

番号	都道府県	評価 機関数	法人別内訳				
			社協	社福	NPO	株式 会社	その他
26	京都府	17	0	0	7	1	9
27	大阪府	17	2	0	10	2	3
28	兵庫県	13	0	0	8	3	2
29	奈良県	4	0	0	3	1	0
30	和歌山県	4	1	0	2	0	1
31	鳥取県	7	1	0	5	0	1
32	島根県	5	0	0	1	2	2
33	岡山県	4	0	0	1	1	2
34	広島県	4	1	0	0	1	2
35	山口県	1	1	0	0	0	0
36	徳島県	2	0	1	1	0	0
37	香川県	3	1	0	0	1	1
38	愛媛県	5	1	0	4	0	0
39	高知県	2	1	0	0	0	1
40	福岡県	2	0	1	1	0	0
41	佐賀県	3	1	0	1	0	1
42	長崎県	4	0	0	3	0	1
43	熊本県	11	1	0	9	0	1
44	大分県	3	1	0	2	0	0
45	宮崎県	3	1	0	1	0	1
46	鹿児島県	5	0	0	4	0	1
47	沖縄県	2	0	0	2	0	0
計		442	33	6	176	124	103

全国推進組織(全国社会福祉協議会)調べ、平成24年度末現在の数)
 ※ その他には、社団・財団法人等の法人が含まれる。

社会福祉法人の基本的な性格

1. 社会福祉法人とは

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人(法第22条)。
- 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、
 - ① 自主的な経営基盤の強化
 - ② 福祉サービスの質の向上
 - ③ 事業経営の透明性の確保を図る必要がある(法第24条)。

2. 社会福祉法人の基本的な性格

(1) 公益性・非営利性

- 社会福祉法人は、学校法人、宗教法人等と同様に旧民法34条に基づく公益法人から発展した特別法人。
- 社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に(最終的には国庫に)帰属しなければならない(非営利性)。このような残余財産の帰属方法から、法人設立時の寄附者の持分は認められない。

(2) 公共性・純粋性

- 社会福祉事業の経営主体は、本来、国や地方公共団体等の公的団体であるべきとされた(公共性)。
- 戦前の民間社会福祉事業は、財政的窮乏から、社会福祉事業よりも収益事業の経営を行い、社会的信用の失墜を招いたため、社会福祉法人は、なるべく社会福祉事業のみを経営すべきであるとされた(純粋性)。

(3) 公の支配(憲法第89条)

- 「公金その他の公の財産」は、「公の支配に属しない」「慈善又は博愛の事業」に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされており、「公の支配」として、補助金等の助成を受けた社会福祉法人に対し、行政による監督等が行われる。

社会福祉法人に対する規制と優遇措置

- 社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受ける一方で、税制優遇や補助金の交付を受けている。

1. 社会福祉法人に対する規制

- 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持分は認められない。
- 事業を廃止した場合の残余財産は、定款に定めた他の社会福祉事業を行う者に帰属する。
前述により処分されない場合には、国庫に帰属する。
- 事業からの収益は、社会福祉事業(又は一部の公益事業)のみに充当する。
- 資産保有(原則不動産の自己所有)、組織運営(親族利害関係人の要件等)のあり方に一定の要件がある。
- 法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を受ける。
補助金等を受けた場合には、これに加え、不適當な予算の変更勧告、役員の解職勧告等を受ける。

2. 社会福祉法人に対する優遇措置(例)

- 社会福祉法人による施設整備に対し、一定額が補助される。
- 法人税、固定資産税、寄付税制等について非課税等の税制上の優遇措置が講じられている。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度がある。

第一種社会福祉事業

経営適正を欠いた場合、利用者の人権擁護の観点から問題が大きいため、
确实公正な運営確保の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業（法第113条）

○以下の事業は社会福祉事業には含まれない。

※法第2条第4項

- ・更生保護事業
- ・実施期間が6月（連絡・助成事業は3月）を超えない事業
- ・社員又は組合員のための事業

- ・第一種社会福祉事業及び一部の第二種社会福祉事業であって、保護を行う者等が一定割合に満たない事業
- ・助成事業のうち、助成額が毎年度500万円に満たないか、助成を受ける社会福祉事業数が50に満たない事業

○経営主体

- ・行政又は社会福祉法人が原則（都道府県知事等への届出が必要）※法第60条、第62条第1項
- ・その他の者は、都道府県知事等の許可が必要。※法第62条第2項
- ・個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

（保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政又は社会福祉法人等に限定。）
※生活保護法、老人福祉法に規定

第二種社会福祉事業

事業の実施に伴い、弊害のおそれが比較的少なく、自主性と創意工夫を助長するため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅・通所サービス）

- ・ 生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- ・ 生計困難者生活相談事業
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動事業
- ・ 児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ・ 児童福祉増進相談事業
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設
- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供事業、身体障害者更生相談事業
- ・ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
- ・ 隣保事業
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 各社会福祉事業に関する連絡
- ・ 各社会福祉事業に関する助成

○経営主体 制限なし。すべての主体が届出により経営が可能。※法第69条第1項

※個別法等によって経営主体が制限される場合がある。

〔 幼保連携型認定こども園については、行政又は社会福祉法人若しくは学校法人に限定。※認定こども園法に規定 〕

公益事業及び収益事業

社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業

- ・ **社会福祉と関係のある公益を目的とする事業**
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない。

(例) 介護老人保健施設（無料低額老人保健施設利用状況を除く。）の経営、有料老人ホームの経営

収益事業

- ・ **その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業**
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ 事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない。

(例) 貸ビルの経営、駐車場の経営、公共的な施設内の売店の経営

各種法人制度間の比較①

		社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
根拠法		社会福祉法	私立学校法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	特定非営利活動促進法	医療法	医療法	会社法
目的等		社会福祉事業を行うことを目的とする法人	私立学校の設置を目的とする法人	公益目的の事業を行うことを目的とする法人	特定非営利活動を行うことを目的とする法人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	営利を目的とする法人
設立規制		所轄庁の認可(所轄庁:都道府県知事、市長、厚生労働大臣(地方厚生局長を含む。))	所轄庁の認可(所轄庁:都道府県知事、文部科学大臣)	行政庁の認定(行政庁:内閣総理大臣、都道府県知事)	所轄庁の認証(所轄庁:都道府県知事、指定都市市長)	都道府県知事の認可(2以上の都道府県の区域に病院等を開設する法人は厚生労働大臣による認可)	都道府県知事の認定(2以上の都道府県の区域に病院等を開設する法人は厚生労働大臣による認定)	公証人の定款認証等
役員	理事(取締役)	3人以上(通知6人以上)	5人以上	3人以上	3人以上	3人以上(原則)	6人以上	1人以上(原則)
	監事(監査役)	1人以上(通知2人以上)	2人以上	1人以上	1人以上	1人以上	2人以上	任意(原則)
	任期	2年以内(再任可)	規定なし	理事:2年以内(再任可) 監事:4年以内(再任可)	2年以内(再任可)	2年以内(再任可)	2年以内(再任可)	取締役:2年以内(原則) 監査役:4年以内(原則)
資産要件		・原則、社会福祉事業を行うために直接必要な物件について所有権を有していること又は自治体から貸与を受けていること。 ・原則、社会福祉施設を経営しない法人は1億円以上の資産を有していること。	・必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しなければならない。 ・原則、施設及び設備は自己所有又は負担付ではないこと。 ・開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。	—	—	・病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・原則、施設又は設備は所有すること。	・病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・原則、施設又は設備は所有すること。	—
資金調達		寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・基金・医療機関債等	寄附金・医療機関債・社会医療法人債等	株式等
出資持分		不可	不可	不可	不可	不可(経過措置型医療法人を除く)	不可	有
残余財産の処分		①社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	①学校法人その他教育事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	国、地方公共団体、類似の事業を目的とする公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人国立大学法人等	国、地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人	国、地方公共団体、医療法人(経過措置型医療法人を除く)等	国、地方公共団体、社会医療法人	株主

各種法人制度間の比較②

	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
指導監督	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣、都道府県知事、市長は、業務又は会計の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命じることができる。 所轄庁は、業務の全部又は一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。 所轄庁は、解散を命じることができる。 所轄庁は、公益事業又は収益事業の停止を命じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。 所轄庁は、収益事業を行う学校法人に対して、収益事業の停止を命ずることができる。 所轄庁は、解散を命ずることができる。 所轄庁は役員に法令違反等があるときは役員解職勧告をすることができる。(私学助成を受けている場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁は、組織運営及び事業活動の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 行政庁は、必要な措置を採るべき旨の勧告又は命令を行うことができる。 行政庁は、公益認定を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁は、業務若しくは財産の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命じることができる。 所轄庁は、設立認証を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、業務若しくは会計の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都道府県知事は、業務の全部又は一部の停止を命じ、役員解任を勧告することができる。 都道府県知事は、設立認可を取り消すことができる。 都道府県知事は、認定を取り消すことができる。 都道府県知事は、収益事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 	—	—
定期監査(行政監査)	<ul style="list-style-type: none"> 大きな問題がない場合、2年に1回 外部監査等を実施する場合、4年に1回 上記以外、1年に1回 	定期監査なし	3年周期(原則)	定期監査なし(市民の情報提供、法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施) ただし、毎年、事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について届出書類を審査(実地検査等も行う。)	—
外部監査	<ul style="list-style-type: none"> 資産額100億円以上 負債額50億円以上 収支決算額10億円以上 →2年に1回が望ましい その他法人 →5年に1回が望ましい 	規定なし ※1,000万円以上の助成を受けている場合、公認会計士又は監査法人の監査報告書が必要	<ul style="list-style-type: none"> 収益又は費用損失1000億円以上 負債額50億円以上 →会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要 	規定なし	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 資本金5億円以上 負債200億円以上等 →会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要

各種法人制度間の比較③

		社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
法人に対する 閲覧請求	対象者	サービス利用者、利害関係人	在学者、利害関係人	一般市民	社員、利害関係者	社員、評議員、債権者	一般市民	株主、債権者
	定款	×	×	○	○	○	○	○
	事業報告書	○	○	○	○	○	○	○
	財産目録	○	○	○	○	○	○	—
	貸借対照表	○	○	○(公告必要)	○	○	○	○(公告必要)
	収支(損益)計算書	○	○	○(大規模法人は公告必要)	○	○	○	○(大会社は公告必要)
	監事意見(報告)書	○	○	○	×	○	○	○
	役員名簿	×	×	○	○	×	○	×(登記はされる) ※株主名簿は対象
役員報酬規程(基準)	×	×	○	×	×	○	△(公開会社の場合、役員報酬について、事業報告等において一定の開示がなされる)	
役員報酬	具体的基準	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	その他	勤務実態に即し、規程等に基づき支給	—	・民間事業者の報酬等を考慮して不当に高額とならないような支給基準を定め、当該基準に基づき支給 ・理事については、定款に定めていない場合は社員総会(社団)又は評議員会(財団)の決議により支給	報酬を受ける役員は3分の1以下	—	・民間事業者の報酬等を考慮して不当に高額とならないような支給基準を定め、当該基準に基づき支給	役員報酬は、原則として、定款又は株主総会決議により定められる

各種法人制度間の比較④

	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
法人税	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り25.5%課税(ただし、所得800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)であり、また、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り、25.5%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○課税 ・所得の25.5% (ただし、所得の800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)。持分ありの医療法人は資本金が1億円以下の場合に限る。)	○原則非課税 ※医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、19%課税 (平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は所得の800万円まで15%)	○課税 ・所得の25.5% (ただし、所得の800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%)。資本金が1億円以下の場合に限る。)
道府県民税	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の5%。(ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り法人税の5%	○課税 ・均等割 2~80万円 ・法人税割 法人税の5%	○課税 ・均等割 2万円 ・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の5%	○課税 ・均等割 2~80万円 ・法人税割 法人税の5%
市町村民税	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則非課税 ※収益事業を行う場合は、 ・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	○原則課税 ※博物館の設置又は学術の研究を目的とする法人は非課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り、法人税の12.3%。(ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 収益事業により生じた所得に限り法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5~300万円 ・法人税割 法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5万円 ・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の12.3%	○課税 ・均等割 5~300万円 ・法人税割 法人税の12.3%
事業税	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6% (ただし、公益目的事業に該当するものは、収益事業であっても非課税)	○原則非課税 ※収益事業により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%	○社会保険診療に係る収入は益金に不算入、経費は損金に不算入となり、非課税 ※社会保険診療以外の業務により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	○原則非課税 ※医療保健業以外の業務により生じた所得に限り課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 6.6%	○課税 ・所得のうち、 400万円以下 5% 400万円超 800万円以下 7.3% 800万円超 9.6%
固定資産税	○社会福祉事業の用に供する固定資産については原則非課税	○学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産は非課税 ○学校又は専修学校に係る寄宿舎の用に直接供する固定資産については非課税	○原則課税 ※社会福祉事業用、学術研究用固定資産、図書館、博物館等は非課税(収益事業は課税) ※所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋について課税標準を1/2とする(平成23年度分から平成26年度分までについて適用) ・税率 1.4%	○課税 ・税率 1.4%	○課税 ※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税	○課税 ※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税 ※救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産は非課税	○課税 ・税率 1.4%

社会福祉施設職員等退職手当共済制度

【目的】

- ・退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- ・社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

概要

【実施主体】

(独)福祉医療機構

【対象となる職員】

社会福祉法人が経営する

- ①社会福祉施設等の職員
- ②特養等の特定介護保険施設等の職員
- ③介護老人保健施設等の申出施設等の職員

【財政方式】

賦課方式

【支給財源】

- ①社会福祉施設等の職員
共済契約者、国、都道府県(1/3ずつ負担)
- ②特定介護保険施設等の職員
共済契約者の掛金
- ③申出施設等の職員
共済契約者の掛金

【被共済職員数】

783,846人(26.4.1現在)

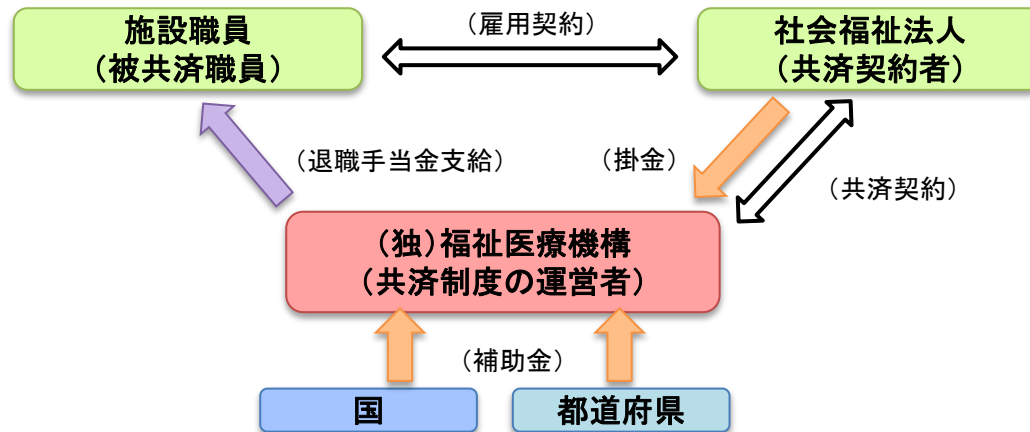
【退職手当金支給者数】

71,286人(25年度実績)

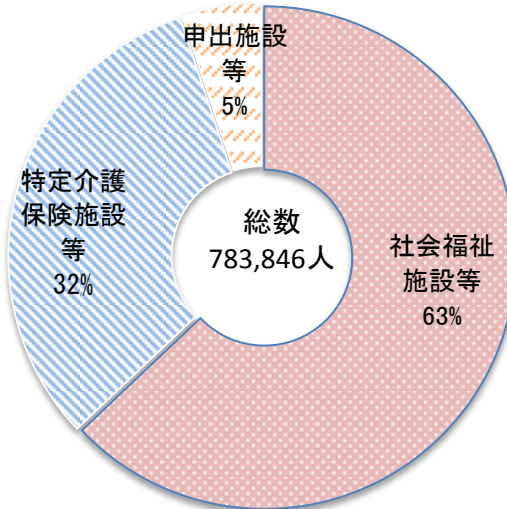
【退職手当金支給平均】

1,321,725円(25年度実績)

制度の仕組み

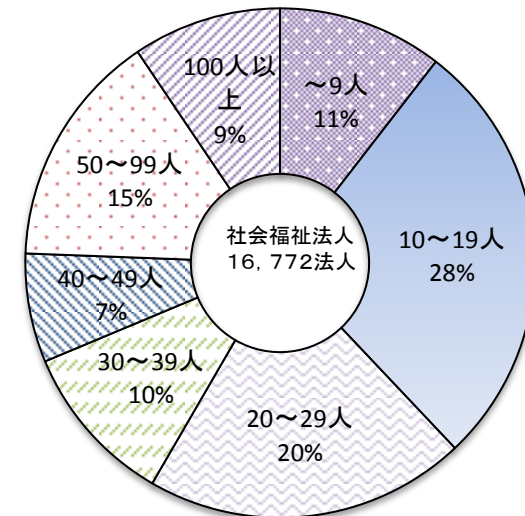


被共済職員の施設別内訳



平成26年4月1日現在

加入社会福祉法人の職員規模別内訳



平成26年4月1日現在